

青森市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例

(令和七年条例第四号) 新旧対照表【第六条関係】

改正後	改正前
(虐待等の <u>禁止</u>)	(虐待等の <u>防止</u>)
第十三条 乳児等通園支援事業所の職員は、利用乳幼児に対し、法 <u>第三十三条の十第一項各号</u> に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。	第十三条 乳児等通園支援事業者 の職員は、利用乳幼児に対し、法 <u>第三十三条の十各号</u> に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。
(規程)	(規程)
第十六条 乳児等通園支援事業者は、次に掲げる乳児等通園支援事業の運営についての重要事項に関する規程を定め、これを当該乳児等通園支援事業所の職員及び利用乳幼児の保護者等に周知しなければならない。これを変更したときも同様とする。	第十六条 乳児等通園支援事業者は、次に掲げる乳児等通園支援事業の運営についての重要事項に関する規程を定め、これを当該乳児等通園支援事業所の職員及び利用乳幼児の保護者等に周知しなければならない。これを変更したときも同様とする。
一～五 [略]	一～五 [略]
六 _____ 利用定員	六 乳児、幼児の区分ごとの利用定員
七 乳児等通園支援事業の利用の <u>開始及び終了</u> に関する事項 <u>その他の</u> 利用に当たつての留意事項	七 乳児等通園支援事業の利用の <u>開始、終了</u> に関する事項 <u>及び</u> 利用に当たつての留意事項
八～十一 [略]	八～十一 [略]
(乳児等通園支援事業の区分)	(乳児等通園支援事業の区分)
第二十条 [略]	第二十条 [略]
2 [略]	2 [略]
3 余裕活用型乳児等通園支援事業とは、保育所、認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第二条第六項に規定する認定こども園をいい、保育所であるものを除く。第二十四条第三項第一号及び <u>第二十七条第一項第二号</u> において同じ。）又は家庭的保育事業等（居宅訪問型保育事業を除く。 <u>同項第四号</u> において同じ。）を行う事業所において、当該	3 余裕活用型乳児等通園支援事業とは、保育所、認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第二条第六項に規定する認定こども園をいい、保育所であるものを除く。第二十四条第三項第一号及び <u>第二十七条第二号</u> において同じ。）又は家庭的保育事業等（居宅訪問型保育事業を除く。 <u>同条第四号</u> において同じ。）を行う事業所において、当該

改正後	改正前
て、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。	て、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。